

第4期 富山県医療費適正化計画(改定版)の概要

1 県が取り組むべき目標

	基本の方針	数値目標(※1)
県民の健康の保持増進の推進	①特定健康診査の実施率に関する数値目標	70%以上
	②特定保健指導の実施率に関する数値目標	45%以上
	③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標	25%以上
	④たばこ対策に関する目標	20歳以上の者の喫煙率の低下(男性:21.0%、女性:2.0%)、望まない受動喫煙の機会を有する者の減少
	⑤予防接種に関する目標	接種率向上(※2)
	⑥生活習慣病等の重症化予防	血糖コントロール不良者の減少、糖尿病の合併症(糖尿病性腎症)の減少、高血圧者の減少(14.2%)、収縮期血圧値の平均値の低下、脂質(LDL)高値の者の減少(男性:8.6%、女性:9.6%)
	⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防	高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防(※2)
医療提供の効率的な推進	⑧その他予防・健康づくりの推進に関する目標	健康寿命の延伸(平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加)、がん検診受診率の向上(60%以上)
	⑨後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合に関する数値目標	【後発】数量シェア80 %以上維持しつつ金額シェア65 %以上 【バイオ】80%以上置き換わった成分数が全体の60%以上
	⑩医薬品の適正使用の推進に関する目標	医薬品の適正使用(※2)
	⑪医療資源の効果的・効率的な活用及び医療DXの推進に関する目標	医療資源の効果的・効率的な活用及び医療DXの推進(※2)
医療提供の効率的な推進	⑫医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進に関する目標	医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進(※2)

- ※1 県の目標が全て達成された場合のR11年度の医療費は、医療費適正化対策を講じなかった場合(自然体)の医療費から、推計による31億円の削減が見込まれる。(厚生労働省提供の都道府県医療費の将来推計ツールによる)
- ※2 数値目標以外の目標は、「県が取り組む施策」において目標を達成するための取組みとして記載する。

2 県が取り組む施策

県民の健康の保持増進の推進	①健康寿命の延伸に向けた県民運動	・「富山県健康づくり県民会議」を開催するなど、健康寿命の延伸に向けた取組みを推進 ・家庭における減塩や野菜摂取の促進など食生活の改善に向けた取組みを推進 ・歩数計アプリを使用した健康ポイント事業の実施など運動習慣の定着に向けた取組みを推進 等
	②医療保険者による特定健康診査及び特定保健指導の推進	・【新】PFS(成果連動型民間委託契約方式)を活用した先進的な取組みの実施や好事例の横展開 ・【新】アウトカム評価の導入やICT活用の推進など成果を重視した特定保健指導の実施を支援 ・保険者協議会等と連携し、保険者及び保健指導実施者を対象に研修を実施 等
	③たばこ対策	・世界禁煙デーや禁煙週間に併せたキャンペーン、普及啓発 ・家庭や職場における受動喫煙防止、妊産婦に対する喫煙防止の働きかけ ・【新】観光施設等を含む施設の禁煙など、適切な受動喫煙防止対策の推進 等
	④生活習慣病の重症化予防	・都市医師会等関係者と市町村の連携体制強化への支援 ・「富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の推進、保健指導実施者向け研修会の実施 ・高血圧や脂質異常症等の適切な管理、健康教育、生活習慣の改善推進 等
	⑤高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進	・若いときからの健康づくり、加齢による低栄養や口腔機能、運動機能、認知機能の低下を予防する取組を推進 ・広域連合や市町村による高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 等
	⑥その他予防・健康づくりの推進	・がん検診の普及啓発、感染に起因するがんに係る検査やワクチン接種等の普及啓発 ・予防接種の接種率向上のため、保険者等の普及啓発等への支援 ・睡眠や休養、飲酒が健康に及ぼす影響など正しい知識の普及啓発 等
医療の効率的な提供の推進	⑦病床の機能分化・連携の促進	・5疾病6事業並びに在宅医療における医療機関の分化・連携の促進 ・地域医療介護総合確保基金を活用した病床転換等への支援 ・慢性期機能病床や介護医療院の機能確保及び在宅医療等の体制整備を推進 等
	⑧医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進	・在宅医療・介護連携に係る医療圏ごとの課題の把握や取組み好事例の横展開等を推進 ・高齢者の入院治療(骨折含む)時の情報提供や退院前カンファレンスの実施、入退院調整ルールの普及 ・在宅サービスの充実と質の向上、在宅医療との連携、家族介護者支援の充実 等
	⑨医療従事者及び介護人材の確保・養成	・地域の保健・医療・福祉サービスを担う人材の養成・確保、職場定着のための支援 ・【新】介護ロボットやICTなどテクノロジーの導入・活用による介護現場における生産性の向上を促進 等
	⑩後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進	・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会の開催による後発医薬品の使用促進 ・【新】後発医薬品及びバイオ後続品に関するガイドブックの作成、出前講座の実施 ・【新】医学的妥当性及び経済性等を踏まえた医薬品の使用方針(フォーミュラリ)の導入効果を調査 等
	⑪医薬品の適正使用の推進	・【新】保険者等における重複投薬の是正に向けた取組み支援、普及啓発や相談の機会の創出 ・【新】医療機関・薬局に対する電子処方箋管理サービスの利用促進に向けた普及啓発 ・【新】マイナンバーカードの保険証利用促進に向けた普及啓発 等
	⑫医療資源の効果的・効率的な活用及び医療DXの推進に関する施策	・【新】急性気道感染症・急性下痢症への抗菌薬処方の適正化に向けた現状把握、普及啓発 ・【新】白内障手術・化学療法の外来実施の適正化に向けた現状把握、普及啓発 ・【新】医療機関・薬局に対するリフィル処方箋の適正使用に向けた周知 ・【新】マイナンバーカードの保険証利用促進、電子処方箋管理サービスの導入促進 等

後発医薬品に係る新目標（2029年度）について

基本的考え方

- 現下の後発医薬品を中心とする供給不安や後発医薬品産業の産業構造の見直しの必要性に鑑み、医療機関が現場で具体的に取り組みやすいものとする観点も踏まえ、現行の数量ベースの目標は変更しない。

主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上（継続）

※ 2023年薬価調査において、後発医薬品の数量シェアは80.2%。2021年度NDBデータにおいて、80%以上は29道県。

- バイオシミラーについては、副次目標を設定して使用促進を図っていく。

副次目標①：2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上

- バイオシミラーの使用促進や長期収載品の選定療養等により、後発医薬品の使用促進による医療費の適正化を不断に進めていく観点から、新たに金額ベースで副次目標を設定する。

副次目標②：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上

※ 2023年薬価調査において、後発医薬品の金額シェア（＊）は56.7%（＊）後発医薬品の金額（薬価ベース） + 後発医薬品のある先発品の金額（薬価ベース）

※ その時々金額シェアは、後発医薬品やバイオシミラーの上市のタイミング、長期収載品との薬価差の状況等の影響を受けることに留意が必要

取組の進め方

- 限定出荷等となっている品目を含む成分を除いた数量シェア・金額シェアを参考として示すことで、後発医薬品の安定供給の状況に応じた使用促進を図っていく。
- 薬効分類別等で数量シェア・金額シェアを見える化することで、取組を促進すべき領域を明らかにして使用促進を図っていく。

さらに、目標年度等については、後発医薬品の安定供給の状況等に応じ、柔軟に対応する。
その際、2026年度末を目途に、状況を点検し、必要に応じて目標の在り方を検討する。

2

安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ

概 要

- 2013年（平成25年）に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（旧ロードマップ）を改訂。
- 現下の後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への対応を基本としつつ、後発医薬品を適切に使用していくための取組も整理。
- バイオ後続品の取組方針については、その特性や開発状況等が化学合成品である後発医薬品とは大きく異なるため、ロードマップの別添として別途整理。

数 値 目 標

主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上（旧ロードマップから継続）

副次目標①：2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上

副次目標②：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上

取 組 施 策

（１）安定供給・国民の信頼確保に向けた取組	（２）新目標の達成に向けた取組
○品質確保に係る取組 ・医薬品医療機器総合機構と都道府県による、リスクの高い医薬品製造所に対する、合同による、無通告立入検査の実施【令和5年度開始】 ・全ての後発医薬品企業による、製造販売承認書と製造実態に係る自主点検の実施【令和6年度実施】 ・日本ジェネリック製薬協会を中心とした、外部研修や人事評価等による、クオリティカルチャー醸成に向けた、企業の人材育成【令和6年度開始】 等 ○安定供給に係る取組 ・供給不足が生じるおそれがある場合（供給不安報告）又は生じた場合（供給状況報告）に、企業が厚労省へ報告する制度を整備【令和6年度開始】 ・後発医薬品企業による、安定供給に係る情報の公表【令和6年度開始】 ・自社の供給リスクを継続的に把握・分析することを可能とする、医薬品企業向けのマニュアルの作成【令和6年度実施】 ・市場参入時に安定供給確保を求め、医薬品の需給状況の把握・調整を行うほか、供給不安発生時には供給不安解消策を講じる「安定供給確保に係るマネジメントシステム」の法的枠組の検討【令和6年度結論】 ・日本ジェネリック製薬協会は、安定供給責任者会議を開催し、安定供給に係る各企業の好事例や競争政策上の観点に留意しつつ供給不安解消に向けた企業間での情報共有等を促す【令和6年度開始】 等	○使用環境の整備に係る取組 ・的を絞った使用促進を可能とするため、数量ベースに加え、金額ベースでの薬効分類別等の後発医薬品置換率情報の提供【令和6年度開始】 ・都道府県協議会を中心として、金額ベースでの薬効分類別等の後発医薬品置換率も参考に、後発医薬品の使用促進を実施【令和6年度開始】 ・都道府県医療費適正化計画への、後発医薬品の数量・金額シェア、普及啓発等の施策に関する目標や取組の設定等による、後発医薬品の使用促進【引き続き実施】 ・差額通知事業の推進による、患者のメリットの周知【引き続き実施】 等 ○医療保険制度上の事項に係る取組 ・長期収載品について、保険給付の在り方を見直し、選定療養の仕組みを導入【令和6年10月から開始】 ・後発医薬品の供給状況や医療機関や薬局における使用状況等も踏まえ、診療報酬における後発医薬品の使用に係る評価について引き続き中央社会保険医療協議会等で検討【引き続き実施】 等
※（１）及び（２）の取組に加え、取組の実施状況や数値目標の達成状況は定期的にフォローアップするとともに、令和8年度末を目途に状況を点検し必要に応じ目標の在り方を検討 ※「後発医薬品産業の在るべき姿」を実現するための対策に係る取組については、引き続き検討が必要であることから、別途、本ロードマップの別添として策定予定	

1